

台風時等における生徒の登下校および授業について

★通常の登校手段を原則として判断すること。

◎ [通常日課（6・7限）の場合]

- 1 午前7時の時点で暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合
 - (1) 生徒は自宅待機。
 - (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、午後1時までに登校すること。午後1時よりSHRを行い、午後1時20分より当日の5限目の授業（学校行事が予定されていた日でも通常の5限目の授業）を開始する。
 - (3) 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は、当日の授業は中止する。
- 2 登校途中において暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合
 - (1) 生徒は直ちに引き返し、帰宅すること。
ただし、家から遠く離れ、学校の近くに来てしまっている場合など、学校へ来る方が安全な場合もある。安全確保を最優先にすること。
 - (2) バスや電車が運行を中止するなどの異常が発生した場合は、係りの人の指示に従い安全を確保するとともに、学校と家庭にその内容を連絡すること。
- 3 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合
 - (1) 原則として、直ちに授業を中止するので、速やかに帰宅すること。
 - (2) 台風の今後の進路や被害状況によっては、帰宅が困難になる場合もあるので、その時は学校の指示に従うこと。
- 4 特別警報が発表された場合
大雨特別警報等の特別警報については、上記1～3に準ずる。
- 5 その他
大雨・洪水注意報や他の警報が発表された場合も、状況によっては、上記1～3に準ずることがあるので、学校からの連絡又は指示に従うこと。

◎ [午前日課、考査等の場合]

- 1 午前7時の時点で暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合
当日の行事、考査や課外（午後の分も含む）は中止し、生徒は自宅学習とする。中止した考査は、原則として、最終日の次の日に実施する。行事や課外の扱いは別途連絡する。
- 2 警報が午前7時までに解除された場合
予定どおり行事や課外を実施するので、平常どおりに登校すること。
- 3 登校途中、始業後、その他については、[通常日課（6・7限）の場合]の2・3・5に準ずる。